**令和７年度アルコール検知器導入助成要綱**

令和７年　３月２６日　制定

一般社団法人宮崎県トラック協会

（目的）

第１条

この要綱は、一般社団法人宮崎県トラック協会（以下「県ト協」という。）が行う、飲酒運転及びそれに関わる事故防止のためのアルコール検知器の導入に対する助成金の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進する事を目的とする。

（対象機器）

第２条　助成の対象となる機器は、次に掲げるものとする。

ハンディタイプ、卓上据置型のアルコール検知器、及びセンサー交換費用。

（助成対象）

第３条

助成の対象は、原則として県内の営業所に新たにアルコール検知器(センサー交換のための買い替え費用を含む)を導入した会員事業所。また、前年度会費未納会員については、助成対象外とする。

（助成交付額）

第４条

アルコール検知器の購入及びセンサー交換の導入・交換数量については、１会員事業所あたり第４条に掲げる下記(１)、(２)、(３)の申請台数を合算して**１０台を限度**とする。

※1申請日現在、県内にてＧマーク(安全性優良事業所)を取得している事業者は、１会員あたり**１５台を限度**とする。

※2 (一社)宮崎県トラック協会 前年度分年会費未納事業者は助成対象外とする。

助成交付額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとし、消費税、オプション付属品、消耗品の購入、年間保守契約料金は、申請額に含めないものとする。

(１)**卓上据置型**のアルコール検知器助成交付額　　 **購入額の４分の１**（消費税除く）とする。ただし、**１台当たり２０,０００円を限度**とする。

(２)**ハンディタイプ**のアルコール検知器助成交付額 **購入額の２分の１**（消費税除く）とする。ただし、**１台当たり５,０００円**を限度とする。

　(３) アルコール検知器の**センサー交換**助成交付額　**交換費用の２分の１**（消費税除く）とする。ただし、**１台当たり５,０００円**を限度とする。

（対象期間）

第５条

令和７年４月１日から令和８年３月１０日までに購入、交換したものに限る。

（助成金の請求）

第６条

アルコール検知器を購入した、センサーを交換した会員事業者は、様式１「アルコール検知器導入実績報告書（助成金交付請求書）」、請求書（写）及び領収書（写）を添付の上、当該年度３月１３日(土・日の場合はその前日)までに県ト協に提出しなければならない。

（助成金の交付）

第７条

 　県ト協は、前条の「実績報告書」の提出があったときは、速やかにその報告書を審査

　し、内容が適正と認めたときは、会員事業者に対して助成金を交付する。

（機器の処分期限）

第８条

　会員事業者は、助成対象のアルコール検知器を導入、センサーを交換した日から起算して１年を経過するまでの期間は譲渡、廃棄、貸付に供してはならない。

（その他）

第９条

　この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は県ト協が別にこれを定める。

（附則）

本要綱は、平成２０年４月２５日より施行する。

平成２１年４月１日一部改訂

平成２２年３月２６日一部改訂

平成２３年４月１日一部改訂

平成２４年３月２９日一部改訂、平成２４年４月１日施行

平成２５年３月２９日一部改訂、平成２５年４月１日施行

平成２６年３月２６日一部改訂、平成２６年４月１日施行

平成２７年３月２６日一部改訂、平成２７年４月１日施行

平成２８年３月２６日一部改訂、平成２８年４月１日施行

平成２９年３月２６日一部改訂、平成２９年４月１日施行

平成３０年３月２６日一部改訂、平成３０年４月１日施行

平成３１年３月２６日一部改訂、平成３１年４月１日施行

　令和　２年３月２６日一部改訂、令和　２年４月１日施行

令和　３年３月２９日一部改訂、令和　３年４月１日施行

令和　４年３月２９日一部改訂、令和　４年４月１日施行

令和　５年３月２９日一部改訂、令和　５年４月１日施行

令和　６年３月２７日一部改訂、令和　６年４月１日施行

令和　７年３月２６日一部改訂、令和　７年４月１日施行

様式１

　　　　年　　　月　　　日

**アルコール検知器導入実績報告書**

（助成金交付請求書）

一般社団法人宮崎県トラック協会長　様

事業者名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

担当者名

アルコール検知器導入助成要綱第６条に基づき、下記のとおり助成金を申請します。

記

１．助成金請求額 円

２．購入品目

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| メーカー名型式・タイプ | 台 数 | 購入・交換金額（消費税除く） | 助 成 額(千円未満切捨て) |
| (メーカー名)　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |  |  |  |
| (型 式) |  |  |  |
| 卓上型・ﾊﾝﾃﾞｨﾀｲﾌﾟ・ｾﾝｻｰ交換費用 |  |  |  |
| 合　　計 | 台 | 円 | 円 |

 ※卓上据置型の助成額は購入金額の４分の１ （1台あたり20,000円を限度）

　※ハンディタイプ、センサー交換費用の助成額は費用の２分の１（１台あたり5,000円を限度）

 ※1会員事業所あたり10台を限度とする。**ただしＧマーク取得事業者は、１会員あたり１５台を限度とする。**

３．振込先

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  |  |  |
|  |  |  普通 当座 |  |

４．添付書類・・・・・請求書(写）、領収書(写）

様式１

　　　年　　　月　　　日

**アルコール検知器導入実績報告書**

（助成金交付請求書）

一般社団法人宮崎県トラック協会長　様

事業者名

代表者名 　㊞

担当者名

アルコール検知器導入助成要綱第６条に基づき、下記のとおり助成金を申請します。

記

１．助成金請求額 　　 　28,000円 　円

２．購入品目

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| メーカー名型式・タイプ | 台 数 | 購入・交換金額（消費税除く） | 助 成 額(千円未満切捨て) |
| (メーカー名)メーカーＡ　　卓上型の場合メーカーＢ　　ハンディタイプの場合メーカーＣ　　センサー交換の場合　　　　　　　　　　　 | １１１ | 80,000円 9,000円8,000円 | 20,000円4,000円切捨て済4,000円 |
|  |  |  |  |
| 卓上型・ﾊﾝﾃﾞｨﾀｲﾌﾟ・ｾﾝｻｰ交換費用 |  |  |  |
| 合　　計 | ３　台 | 97,000円 | 28,000円 |

 　注意事項

①※卓上据置型の助成額は購入金額の４分の１ （1台あたり20,000円を限度）

②※ハンディタイプ、センサー交換費用の助成額は費用の２分の１（１台あたり5,000円を限度）

 ③※1会員事業所あたり10台を限度とする。Ｇマーク取得事業者は、15台を限度。

④※助成交付額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。(1台あたりの単価計算)

　　(例)　助成額(千円未満の端数切り捨て)4,320円　→　4,000円で申請

⑤※消費税、オプション付属品、消耗品の購入、年間保守契約料金は、申請額に含めないものとする。

⑥※令和7年4月1日から令和8年3月10日までに購入、交換したものに限る。